

(1) 本人からマイナンバーの提供を受ける場合＝マイナンバーの確認と本人の身元確認が必要

マイナンバー確認	身元確認	
1 個人番号カード	個人番号カード	
<p>2 通知カード(※) または 3 マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p>※ 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは正しく変更手続きが取られている場合に限る</p> <p>(上記1～3の提示が困難な場合) ア 地方公共団体情報システム機構への確認 または イ 住民情報システムでの確認 または ウ 過去に本人確認のうえ特定個人情報ファイルを作成している場合は、当該特定個人情報ファイルの確認 など</p>	<p>A 右のうち1点</p>	<p>運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日がH24.4.1以降のもの) パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>(上記Aが困難な場合) B 右のうち2点</p>	<p>国民健康保険の被保険者証 健康保険の被保険者証 船員保険の被保険者証 後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証 健康保険日雇特例被保険者手帳 国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証 私立学校教職員共済制度の加入者証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 健康保険の資格確認書</p> <p style="text-align: right;">など</p>

※郵送の場合は、書類またはその写しの提出で構いません。

※健康保険の被保険者証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。  
お手持の被保険者証は令和6年12月2日から最長1年の間、有効である限り使用できます。